

川崎市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし高齢者等に対して緊急時における連絡体制を確保するとともにその不安を解消することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、緊急通報システムを適切に運営できると認められる複数（又は一つ）の事業者に委託することができるものとし、利用者はそれらの事業者から一つの事業者を選択することによりサービスを受けられるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の方法で緊急時における連絡体制を確保するとともに、高齢者等の安全確認を行うものとする。

- (1) 利用者からの緊急通報を24時間365日体制で受信する。
- (2) 必要に応じて警備員による現場の確認を行う。その際に、利用者から預かっている鍵がある場合は、緊急事態対応の目的で、それを使用することができる。
- (3) 必要に応じて消防局へ通報し、救急車の出動要請を行う。
- (4) 緊急連絡先及び地域包括支援センター等へ連絡する。
- (5) 要に応じて医療・保健・福祉に関する相談に応じる。

2 利用対象者要件に合わせて、次条に規定する自宅設置型緊急通報システム又は第6条に規定する携帯型緊急通報システムのいずれかを利用者が選択することができるが、併用は認めないものとする。また、次の各号のいずれかにあてはまる場合は利用の対象とならない。

- (1) 老人福祉電話設置相談事業を利用している者
- (2) 緊急通報システムを設置した定期巡回・即時対応型訪問介護看護等を利用している者
- (3) 既に民間の緊急通報システム（自宅設置型、携帯型を問わず緊急通報が可能な機器等）を導入している者
- (4) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」へ入所している者
- (5) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホームへ入所している者
- (6) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設へ入所している者
- (7) 第4号から第6号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等へ1ヵ月以上長期入所している者

3 緊急事態対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復義務について、川崎市及び事業者は責任を負わないものとする。

(自宅設置型緊急通報システム)

第4条 自宅設置型緊急通報システムを設置する際、利用者の居宅に設備する機器類は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態の発生を連絡するための緊急ペンダント

(2) 前号の信号を受信・送信する装置

2 次条第1項に該当する利用者は、次の付加サービスを選択できるものとする。

(1) 火災発生を通報する装置

(2) ガス漏れを通報する装置

(3) 生活リズムセンサーにより異常を通報する装置

(自宅設置型緊急通報システムにおける利用対象者)

第5条 利用対象者は、市内に居住する在宅高齢者で、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にあること。

(3) 世帯の状況が次のいずれかに該当すること。

ア ひとり暮らし

イ 同居人はいるが、同居人が重度の要介護者である者

ウ 同居人はいるが、同居人が定期的・継続的に仕事等で長時間外出するため、実質的にひとり暮らしとなる者

2 前項各号の規定にかかわらず、市内に居住する75歳以上の在宅高齢者で、同居又は隣接の親族世帯がないひとり暮らしの者は、前条第1項各号に掲げる機器類によるサービスに限り、受けることができる。

(携帯型緊急通報システム)

第6条 携帯型緊急通報システムを利用する際、利用者に貸与する端末等は次のとおりとする。

(1) 緊急事態の発生を連絡するための携帯型端末

(2) 前号の端末を充電する装置

(携帯型緊急通報システムにおける利用対象者)

第7条 利用対象者は、市内に居住する在宅高齢者等で、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にあること。

(3) 世帯の状況が次のいずれかに該当すること。

ア ひとり暮らし

イ 同居人はいるが、同居人が重度の要介護者である者

ウ 同居人はいるが、同居人が定期的・継続的に仕事等で長時間外出するため、実質的にひとり暮らしとなる者

エ 同居人はいるが、同居人が65歳以上で心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活上注意を要する状態にある者

オ 同居人はいるが、同居人が第3項の要件を満たす者

2 前項各号の規定にかかわらず、市内に居住する75歳以上の在宅高齢者で、同居又は隣接の親族世帯がないひとり暮らしの者は、利用対象者とする。

3 第1項各号、第2項の規定にかかわらず、市内に居住する在宅高齢者等で、認知症による行方不明のため生命の危険性があり、次のいずれかを満たす者は、利用対象者とする。

(1) 65歳以上であること。

(2) 若年性認知症であり、介護保険法による要介護認定の結果、要介護1から5と認定された者

(利用開始の申請)

第8条 事業の利用開始を希望する者（以下「開始申請者」という。）は、地域包括支援センター（以下「担当支援センター」という。）又は福祉事務所に申請するものとする。

2 前項の場合において、福祉事務所に申請があったときは、福祉事務所は、開始申請者の世帯状況、慢性疾患及び認知症による行方不明の有無等を確認し、担当支援センターに引き継ぐものとする。

(利用開始の選定)

第9条 担当支援センターは、開始申請者への聞き取りや居宅への訪問等によって、開始申請者が第5条又は第7条に規定する要件を満たしているか否か等を確認し、事業の利用対象者に該当することの可否について選定を行うものとする。

2 担当支援センターは、前項の選定の結果、事業の利用対象者に該当すると選定した場合は、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

3 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、事業の利用対象者に該当することの可否及びサービス内容を確認するものとする。

(利用開始の決定)

第10条 福祉事務所長は、前条第3項の規定による確認に基づき事業の利用対象者に該当した場合は、開始申請者の申請時における市民税課税状況を確認して利用者負担額を決定し、開始申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第3項の規定による確認に基づき事業の利用対象者に該当しない場合は、開始申請者へその旨を通知するものとする。

3 担当支援センターは、前項の通知の送付を受けたときは、事業者へ連絡し、事業の利用開始が決定した者（以下「利用者」という。）について、サービス提供に係る調整を行うものとする。

(利用者の報告責務)

第11条 利用者は、第8条第1項の規定による申請の内容に変更がある場合は、速やかに担当支援センター又は福祉事務所に報告しなければならない。

(利用変更の申請)

第12条 サービス内容等の変更を希望する者（以下「変更申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用変更について申請するものとする。

(利用変更に係る書類の作成)

第13条 担当支援センターは、前項の規定による申請があったときは、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

2 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、サービス内容等を変更することの可否及び変更後のサービス内容等を確認するものとする。

(利用変更の決定)

第14条 福祉事務所長は、前条第2項の規定による確認に基づきサービス内容等を変更するこ

との可否について決定し、変更申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

- 2 担当支援センターは、前項の通知の送付を受けたときは、事業者へ連絡し、事業の利用変更が決定した者について、サービス提供に係る調整を行うものとする。

(利用廃止及び停止の申請)

第15条 事業の利用廃止を希望する者（以下「廃止申請者」という。）は、担当支援センターに事業の利用廃止について申請するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想される場合には、利用を停止することができるものとするが、停止期間中は一切のサービス提供を停止するため、その間に事業を利用した場合の費用は全て利用者の負担とし、川崎市及びサービス提供者は生じた損害等について一切責任を負わないものとする。なお、当該事由が消滅し、利用の停止を解除するには、事業の利用者等が、その旨を担当支援センターに申し出るものとし、当該事由の消滅を確認後、速やかに利用の停止を解除するものとする。

(利用廃止及び停止に係る書類の作成)

第16条 担当支援センターは、前項の規定による申請があったときは、必要な書類を作成し、福祉事務所に連絡するものとする。

- 2 福祉事務所は、前項の規定による担当支援センターからの連絡をもとに、事業の利用を廃止及び停止することの可否を確認するものとする。

(利用廃止及び停止の決定)

第17条 福祉事務所長は、前条第2項の規定による確認に基づき事業の利用を廃止及び停止することの可否について決定し、廃止申請者、担当支援センター、事業者へ通知するものとする。

(申請以外の変更又は廃止)

第18条 担当支援センター又は福祉事務所は、第8条第1項又は第12条の規定による申請のほか、第11条の規定による利用者からの報告等によって、利用者の基本情報及び緊急連絡先の変更、健康状態の変化等を把握した場合は、必要に応じて、事業の利用変更又は利用廃止の手続を行うものとする。

(費用負担)

第19条 事業の費用負担は、別表1、2及び3のとおりとする。

- 2 自宅設置型緊急通報システムにおいて利用者宅から緊急通報を行う際にかかる電話の通話料は、利用者の負担とする。
- 3 携帯型緊急通報システムにおいて、次の費用は利用者の負担とする。

(1) 川崎市外への駆け付け料金

(2) 端末類の利用者の過失による紛失破損が発生した場合の費用

(利用者負担の区分変更時期)

第20条 利用者負担の区分変更を行う場合は、毎年度8月1日をもって行うものとする。

(利用の取消)

第21条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、福祉事務所長は利用を取消することができる。

- (1) 第5条又は第7条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって、事業の利用に係る決定を受けたとき。

(3) 利用者が利用者負担を一定期間支払わなかったとき。

(4) その他福祉事務所長が事業を利用する必要がないと認めたとき。

(業務報告等)

第22条 事業者は、月ごとに市長に業務報告を行うものとする。また、契約期間中に受託申請書に変更等が生じた場合は速やかに届出を行うものとし、大きな変更を伴う場合は事前に川崎市へ相談をするものとする。

(委任)

第23条 事業の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

2 本要綱施行の際に、現に川崎市老人福祉電話等設置事業実施要綱の規定に基づいて緊急通報システムの設置を受けている者については、本要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

3 平成18年7月31日までの間に、第6条の規定により利用者と決定された者（第8条各号のいずれにも該当しない場合に限る。）又は同日以前に第5条の規定により利用の申出をし、同年8月1日以降に第6条の規定により利用者として決定された者のうち、川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）附則第21項又は第24項の適用を受ける者の第7条に定める費用負担については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる期間に限り、区分に応じ、それぞれ定める額とする。

区分(利用者世帯の階層区分)	期 間	利 用 者 負 担 (月額)		公 費 負 担 (月額)	
		緊急ペナントのみ運営費	付加サービスつき運営費	緊急ペナントのみ運営費	付加サービスつき運営費
川崎市介護保険条例附則第21項第1号及び第24項第1号	平成18年9月1日から平成19年8月31日まで	600円	750円	3,500円	4,150円
	平成19年9月1日から平成20年8月31日まで	800円	1,000円	3,300円	3,900円
川崎市介護保険条例附則第21項第2号及び第24項第2号	平成18年9月1日から平成19年8月31日まで	1,850円	2,350円	2,250円	2,550円
	平成19年9月1日から平成20年8月31日まで	2,750円	3,400円	1,350円	1,500円

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づく利用者については、改正前の要綱によるものとし、平成12年7月1日からこの要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の要綱は、平成19年4月1日以降に、改正後の要綱第5条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請があったものについては従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の要綱は、平成20年4月1日以降に、改正後の要綱第5条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 19 条関係）

自宅設置型緊急通報システム

区 分（利用者世帯の階層区分）	利 用 者 負 担（月額）		公 費 負 担（月額）	
	緊急ペンドラントのみ運営費	付加サービスつき運営費	緊急ペンドラントのみ運営費	付加サービスつき運営費
生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	4,074円	4,991円
*減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	210円	255円	3,864円	4,736円
市町村民税世帯非課税	420円	510円	3,654円	4,481円
市町村民税本人非課税	1,020円	1,270円	3,054円	3,721円
市町村民税課税	3,670円	4,580円	404円	411円

備考

月の途中で利用開始又は利用廃止した場合であっても、利用料は日割りによって計算せず、月額単位とする。

別表 2（第 19 条関係）

携帯型緊急通報システム

区 分（利用者世帯の階層区分）	利 用 者 負 担 (月額)	公 費 負 担 (月額)
生活保護法による被保護世帯	0 円	2, 3 0 0 円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
* 減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	1 1 5 円	2, 1 8 5 円
市町村民税世帯非課税	2 3 0 円	2, 0 7 0 円
市町村民税本人非課税	5 7 5 円	1, 7 2 5 円
市町村民税課税	2, 0 7 0 円	2 3 0 円

備考

月の途中で利用開始又は利用廃止した場合であっても、利用料は日割りによって計算せず、月額単位とする。

別表 3（第 19 条関係）

初回手数料	4, 5 8 3 円
事業者変更手数料	4, 5 8 3 円

備考

初回手数料は、携帯型緊急通報システムの利用廃止後 3 か月以内（廃止決定効力発生日から申請日まで）に再度利用する場合（入院・入所等のために廃止となった場合は除く）は、利用者による負担とする。

事業者変更手数料は、利用者の自己都合による事業者変更を行う場合は、利用者による負担とする。